

平成28年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金

(廃棄物収集運搬車の低燃費化事業)

公募要領

平成28年12月

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

公益財団法人廃棄物・3R研究財団（以下「財団」という。）では、環境省から平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）の交付決定を受け、地球環境と循環型社会の形成に資することを目的として、廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラックの導入に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業を実施いたします。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、財団としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が財団に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数：4年）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について財団の承認を受けなければなりません。なお、財団は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。
- 5 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

目次

1. 補助金の目的と性格	4 P
2. 公募する事業の対象	5 P
3. 補助対象事業（採択事業）の選定	8 P
4. 応募に当たっての留意事項	9 P
5. 応募の方法	10 P
6. 問い合わせ先	12 P
○ 補助事業完了後に提出すべき報告書等の作成について	13 P
・ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）	14 P
・ エコドライブ等燃費改善に関する取り組み（別紙4）	15 P
・ 補助対象経費の区分等（別表第1）	16 P
・ 交付申請書兼完了実績報告書【交付規程様式第17】	17 P
・ 実施計画書【交付規程様式第17別紙1】	18 P
・ 経費内訳【交付規程様式第17別紙2】	21 P
・ 補助対象車両に係る財産処分（抵当権設定）の承認申請 【交付規程様式第19及び19の2】	23 P
・ 先進環境対応型ディーゼルトラック型式一覧（別表）	25 P

1. 補助金の目的と性格

- 本補助金は、廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラックを導入する事業者に対し、導入に必要な経費の一部を補助することにより、地球環境の保全及び循環型社会の形成に資することを目的としております。
- 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。
このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。
- 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。
具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環産発第1604017号、環産企発第1604017号。以下「交付要綱」という。）及び低炭素型廃棄物処理支援事業実施要領（平成28年4月1日付け環産発第1604018号、環産企発第1604018号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。
万が一、これらの規定が守られず、財団の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。
- 補助金で取得した財産（補助対象車両）については、適正な財産管理を行うとともに、補助事業により取得した財産である旨の表示（プレート）が必要です。

2. 公募する事業の対象

本補助金の対象は、(1)の基本的要件に適合する(2)の事業とします。

(1) 対象事業の基本的要件

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ウ 本事業について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。
- エ 別紙3（14P）に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

(2) 対象事業の要件等

ア 対象事業（該当する型式は別表参照）

補助金の交付の対象とする補助事業は、廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラックを導入する事業とします。

イ 対象事業の要件

自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう）の車両総重量3.5トン超の自動車であって、次の1)又は2)のいずれか及び3)に該当するもの（改造した自動車にあつては、原動機、動力伝達装置、走行装置又は燃料装置を改造していないものに限る。）。

1) 次のすべてに該当するもの

ア) 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成27年経済産業省・国土交通省告示第11号）1-1（4）及び（5）の各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度重量車燃費基準」という。）以上であること。

イ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条1項第5号の基準（以下「平成21年排出ガス基準」という。）に適合すること。

ウ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年排出ガス基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

2) 次のすべてに該当するもの

ア) 平成27年度重量車燃費基準に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ) 平成21年排出ガス基準に適合すること。

3) 「エコドライブなど適正運転の実施」及び「車両の維持管理の取り組み」の両方ともに(別紙4)の内容欄の項目のいずれかの取り組みを行っていること。

ウ 補助対象車両は、平成28年4月1日から平成29年2月10日までに新車新規登録された車両であること。(割賦等所有権保留は認められません。)

(3) 補助事業者

本事業について補助金の応募申請をできる者は、次に掲げる者としてします。

一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を主たる業とする事業者(廃棄物処理業による売上げが全体の半分以上である者)で、次の各号に掲げる者としてします。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他大臣の承認を得て財団が適当と認める者

(4) 共同実施

他の事業者と共同で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1事業者を本補助金の応募等を行い交付の対象者となる代表の事業者(以下「代表事業者」という。)とし、他の事業者を共同事業者としてします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(5) 補助金の交付額（詳細は別表第1 補助対象経費の区分等 16P参照）

以下の「①の額」と「②の額」を比較して少ない額に3分の1を乗じて得た額を交付額とします。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

① 廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラックの導入事業を行うために必要な経費と当該車両と同等の運搬能力を有する車両の導入事業を行うために必要な費用との差額

② 基準額（大型^{注1}270万円、中型^{注2}140万円、小型^{注3}80万円）

注1： 「大型」とは、ベース車両の車両総重量が12トン超のものをいう。

注2： 「中型」とは、ベース車両の車両総重量が7.5トン超12トン以下のものをいう。

注3： 「小型」とは、ベース車両の車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のものをいう。

3. 補助対象事業（採択事業）の選定

- (1) 一般公募を行い、選定します。
対象事業の基本的要件に適合しない提案、または提出された応募書類に不備がある場合は、受理できません。

- (2) 応募者より提出された応募書類に基づき、申し込み順に審査（CO₂削減効果等（一定以上の距離を走行する見込みの車両等））を行い、環境省から交付を受けた補助金の範囲内において補助事業の採否を決定します。
審査にあたり、必要に応じて資料の追加提出を求める場合があります。
不採択の場合は、その旨を通知します。
また、対象事業の要件に適合する場合であっても、予算額に達した後に応募のあった場合には不採択としますので予めご了承ください。

- (3) 採否を問わず、審査結果に対する御意見は対応いたしかねますので、予めご了承ください。

4. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラックの導入を行うために必要な経費（詳細は、別表第1 補助対象経費の区分等（16 P）参照）

なお、補助対象経費は補助事業を行うために直接必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

<補助対象外経費の代表例>

- ・ 既存車両の廃棄費、予備品、官公庁等への申請・届出に係る経費、本補助金への応募申請等に係る経費
- ・ なお、標準装備以外のオプション品については、補助対象外とする場合があります。

(3) 維持管理

補助事業により導入した車両等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものである必要があります。また、導入に関する各種法令を遵守する必要があります。

(4) 二酸化炭素の削減量の把握

補助事業者は、補助事業の完了後は、事業の実施による二酸化炭素の削減量の把握を行う必要があります。また、交付規程に基づき、財団の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供する必要があります。

(5) 事業報告書（交付規程様式第16（第16条関係））の作成及び提出

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出する必要があります。

また、事業報告書の証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければなりません。

5. 応募の方法

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

なお、応募書類のうち「様式」については、財団ホームページよりダウンロードして作成するようお願いします。

(ア) 交付申請書兼完了実績報告書【交付規程様式第17】（17P参照）

(イ) 実施計画書【交付規程様式第17別紙1】（18P参照）

(ウ) 経費内訳 【交付規程様式第17別紙2】（21P参照）

(エ) 補助事業者の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本（いずれも発行後3ヶ月以内のもの）を提出すること。また、法人設立の認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。）

(オ) 経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）

応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。また、申請者が個人企業の場合は、提出を要しない。さらに、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。

(カ) 補助対象車両（先進環境対応型ディーゼルトラック）の自動車検査証の写し

(キ) 補助対象車両に係る見積書及び請求書の写し

(ク) 補助対象車両に係る支払いを証する書類の写し

(ケ) 補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格を証明する書類（22P）

(コ) 補助金精算払請求書（交付規程様式第14）

(サ) 暴力団排除に関する誓約書（別紙3 14P）

(シ) エコドライブ等燃費改善に関する取り組み（別紙4 15P）

応募申請事業者の車両使用・管理に関する基本的な考え方又は具体的な励行内容について、書式に記載された該当するエコドライブ等項目を記入して提出すること。

(ス) 補助対象車両に抵当権を設定する場合の承認申請書

（交付規程様式第19及び様式第19の2 23P、24P）

(2) 応募申請書の受付期間及び提出方法

平成29年1月5日（木）～平成29年2月10日（金）17時必着

ただし、上記期間が満了する前に予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

(1) の応募書類（紙）と電子媒体を提出期限までに下記の提出方法により、財団へ提出してください。

応募申請は、申し込み順とし、郵便（当日消印有効）、総務大臣の許可を受けた事業者が取り扱う信書便（当日消印有効）、持参（持参の場合は、土日、祝祭日を除く、9時～12時、13時～17時まで）のいずれかに限ります。

注）宅配便及び一般運送は、郵便法、信書便法等の規定により応募申請書（信書）を取り扱うことができませんのでご注意ください。
電子メールによる提出は受け付けません。

また、受付状況並びに受付が予算額に達した場合には、当財団のホームページで公表する予定です。

なお、受付期間以降に財団に到着した書類のうち、遅延が財団の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

(3) 提出先

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

〒130-0026

東京都墨田区両国3-25-5 J E I 両国ビル8階

(4) 提出部数

(1) の応募書類（紙）を 2部（正本1部、副本（写し）1部）、当該書類の電子データを保存した電子媒体（CD-R）1部を提出してください。（電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。）。

応募書類は、フラットファイルなどを用い、インデックスを付けるなど整理し、ファイリングしてください。

なお、提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

6. 問い合わせ先

問い合わせ内容を正確に把握するため、電子メールを極力利用してください。その際、メール件名を「廃棄物収集運搬車の低燃費化事業」としてください。

<問い合わせ先>

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

〒130-0026

東京都墨田区両国3-25-5 J E I 両国ビル8階

担当：河村、足立原、浅野、有田

TEL：03-6659-6424

FAX：03-6659-6425

E-mail：r.koudoka-2@jwrf.or.jp

○ 補助事業完了後に提出すべき報告書等の作成について

ア 事業報告書（交付規程様式第16（第16条関係））

1) 事業報告書の記入事項

二酸化炭素の削減量

①削減量

本報告の対象とする年度における実績による二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入してください。なお、算定根拠として使用した具体的資料を添付してください。

②交付申請書兼完了実績報告書に記載した削減量に達しなかった場合

①の削減量が、交付申請書兼完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入してください（交付申請書兼完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しません。）。

2) 事業報告書の対象期間及び提出時期

事業報告書は、補助事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出してください。

暴力団排除に関する誓約書

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

平成29年 月 日

住 所
法 人 名
代 表 名

代表者
の印

エコドライブ等燃費改善に関する取り組み

申請者

住 所

法人名

代表者

印

具体的な取り組み内容（該当する項目に○を付ける）

項 目		内 容
エコドライブ など適正運転の 実施	現在の実施の 有無	エコドライブの実施（空ぶかし、急発進、急加速等の削減）
		エコドライブマニュアルの作成、配布
		エコドライブに関する教育、訓練の実施
		アイドリングストップの徹底
		デジタル運行記録計等の活用
	今後の計画の 有無	エコドライブの実施（空ぶかし、急発進、急加速等の削減）
		エコドライブマニュアルの作成、配布
		エコドライブに関する教育、訓練の実施
		アイドリングストップの徹底
		デジタル運行記録計等の活用
車両の維持管理	点検・整備に関する教育・訓練の実施	
	日々の始業点検・定期点検の完全実施	
	運転日報の作成	
	廃棄物収集運搬車の清掃等による臭気対策の実施	

別表第1 補助対象経費の区分等

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
廃棄物処理業 低炭素化促進 事業	廃棄物収集運搬車の低燃費化を図る事業（実施要領第2 1）(iv)に定める事業)	廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラック ^{注1} の導入事業を行うために必要な経費と当該車両と同等の運搬能力を有する車両の導入事業を行うために必要な費用との差額の経費	財団が必要と認めた額（大型 ^{注2} 270万円、中型 ^{注3} 140万円、小型 ^{注4} 80万円）	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

注1：「先進環境対応ディーゼルトラック」とは、自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう）の車両総重量3.5トン超の自動車であって次の①又は②のいずれかに該当するもの（改造した自動車にあつては、原動機、動力伝達装置、走行装置又は燃料装置を改造していないものに限る。）をいう。

① 次のすべてに該当するもの

- ア) 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成27年経済産業省・国土交通省告示第11号）1-1（4）及び（5）の各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度重量車燃費基準」という。）以上であること。
- イ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条1項第5号の基準（以下「平成21年排出ガス基準」という。）に適合すること。
- ウ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年排出ガス基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

② 次のすべてに該当するもの

- ア) 平成27年度重量車燃費基準に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- イ) 平成21年排出ガス基準に適合すること。

注2：「大型」とは、ベース車両の車両総重量が12トン超のものをいう。

注3：「中型」とは、ベース車両の車両総重量が7.5トン超12トン以下のものをいう。

注4：「小型」とは、ベース車両の車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のものをいう。

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 田中 勝 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名



平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 交付申請書兼完了実績報告書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程
第5条の規定に基づき下記のとおり申請及び報告します。

記

- 1 補助事業の名称 廃棄物収集運搬車の低燃費化事業
- 2 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 4 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり
- 5 その他参考資料

様式第17【別紙1】

廃棄物収集運搬車の低燃費化事業実施計画書

事業の名称	廃棄物収集運搬車の低燃費化事業	
事業実施の代表者 (事業の実質の責任者)	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
事業実施の担当者 (問い合わせに対応できる者)	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
経理責任者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
共同事業者の代表者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
共同事業者の担当者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	

事業の目的・概要	先進環境対応車を選定した理由等を記入する。			
補助対象車両（廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラック）	登録年月日	複数台の場合は別紙でも可		
	登録番号	複数台の場合は別紙でも可		
	車台番号	複数台の場合は別紙でも可		
	車名（メーカー）・型式	複数の場合は別紙でも可		
	架装業者	複数者の場合は別紙でも可		
	車体の形状	複数の場合は別紙でも可		
	用途	複数の場合は別紙でも可		
	所有者の氏名又は名称			
	所有者の住所			
	使用の本拠の位置			
	区分 ^{注1}	(大型)	(中型)	(小型)
	台数	台	台	台
	抵当権の有無	複数台の場合は別紙でも可		
補助対象車両の使用計画	補助対象車両の用途	具体的に記載する。		
	年度間走行距離 (km) (別紙に、車両毎の年度間走行距離見込 (km) の内訳 (発着場所を含む) を添付すること。)* ¹	(km)		
事業の効果 【CO ₂ 削減量及び費用対効果 (CO ₂ を1トン削減するために必要な経費)】 ^{注2、3}	<p>【CO₂削減量】 (t-CO₂/年)</p> <p>【費用対効果】 (円/t-CO₂)</p> <p>* 燃費 (km/L) の根拠は別紙を添付してもよい。 * 燃料 (軽油) のCO₂排出係数は2.619 (kg-CO₂/l) とする。</p>			
事業実施に関連する事項	*他の補助金との関係を記入する。			

※1 年度間走行距離（km）は、補助対象車両が廃棄物の収集運搬に供するため、実績にあつては、継続事業における従前の車両の直近年度の年度間走行距離とし、計画にあつては、収集運搬地域の新規又は拡大に伴う年度間走行の見込み距離とする。

注1：大型とはベース車両の車両総重量が12トン超のもの、中型とはベース車両の車両総重量が7.5トン超12トン以下のもの、小型とはベース車両の車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のものをいう。

注2：CO₂排出削減量を求める計算式。また、その根拠資料を添付してください。

$$\frac{\text{走行距離 (km/年)} \times \text{排出係数 (kg-CO}_2\text{/L)}}{\text{当該車両と同等の運搬能力を有する車両の燃費 (km/L)} \times 1,000} - \frac{\text{走行距離 (km/年)} \times \text{排出係数 (kg-CO}_2\text{/L)}}{\text{先進環境対応型の燃費 (km/L)} \times 1,000}$$

= 年間のCO₂排出削減量 (t-CO₂/年)

当該車両と同等の運搬能力を有する車両の燃費は以下のとおりとする。

①代替とした車両メーカーの重量車モード燃費。

②代替車両がない場合は、平成21年に購入した場合の車両メーカーの重量車モード燃費。

注3：費用対効果を求める計算式

$$\text{CO}_2 \text{ 削減コスト [円/tCO}_2\text{]} = \text{補助対象経費支出予定額 [円]} *1 \div (\text{年間のCO}_2 \text{ 排出削減量 [t-CO}_2\text{/年]} *2 \times \text{耐用年数 [年]}) *3$$

*1 補助対象経費支出予定額は、P21 経費内訳の④欄の額をいう。

*2 注2で算出した年間のCO₂排出削減量をいう。

*3 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月30日大蔵省令第15号）別表第一「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用根数表」の種類欄「車両及び運搬具」の「特殊自動車」の「タンク車、じん芥車、し尿車、寝台車、霊きゅう車、トラックミキサー、レッカーその他の特殊車体を架装したもの」の4年とする。

様式第17【別紙2】

廃棄物収集運搬車の低燃費化事業経費内訳

① 総事業費	② 寄付金その他の収入	③ 差引額 (①-②)
別紙2-1①欄記載のとおり	別紙2-1②欄記載のとおり	別紙2-1③欄記載のとおり
④補助対象経費支出予定額 (補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格との差額(下記アからイを差し引いた金額) (注:複数台の場合は別紙に積算内訳を記載し、添付すること)		別紙2-1④欄記載のとおり
ア. 先進環境対応型ディーゼルトラック本体価格(補助対象車両)		別紙2-1④ア欄記載のとおり
イ. 補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格(※)		別紙2-1④イ欄記載のとおり
⑤ 基準額(下記により算出した(エ 合計(ア~ウ)の金額)		別紙2-1⑤欄記載のとおり
⑥ 選定額(④と⑤の少ない方の金額)		別紙2-1⑥欄記載のとおり
⑦補助基本額(③と⑥の少ない方の金額を記載)		別紙2-1⑦欄記載のとおり
⑧補助金所要額(⑦×1/3) (千円未満切り捨て)		

補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額(円)		積算内訳	
合計					
購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	購入時期

注1: 「大型」とは、ベース車両の車両総重量が12トン超のものをいう。

注2: 「中型」とは、ベース車両の車両総重量が7.5トン超12トン以下のものをいう。

注3: 「小型」とは、ベース車両の車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のものをいう。

注4: 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注5: 消費税は原則除く。

※ 「補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格」は、以下により算出してください。

1. 代替とした補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両がある場合

① 代替とした補助対象車両と同等の運搬能力の車両の購入当時の領収書等の額（ただし、領収書若しくはその他の資料（例えば代替車両の自動車検査証等）により、代替車両が補助対象車両と同等の運搬能力であることを証明していただく必要があります。）に消費者物価指数（下記抜粋の表を参照）を乗じて現時点の補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格を算出してください。

《1. の①の場合の計算式》

補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格 = 代替とした補助対象車両と同等の運搬能力の車両の購入当時の領収書等の額 × 平成27年の消費者物価指数 / 代替車両の購入年の消費者物価指数

② ①の領収書等がない場合は、代替とした補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の購入時の「価格証明書」は補助対象車両を購入したディーラー等から取得し、価格証明書の額に消費者物価指数（下記抜粋の表を参照）を乗じて、現時点の補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格を算出してください。

《1. の②の場合の計算式》

補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格 = 代替とした補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の購入時の「価格証明書」の額 × 平成27年の消費者物価指数 / 代替車両の購入年の消費者物価指数

2. 代替とした補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両がない場合（増車の場合若しくは代替車両と運搬能力が異なる場合）

補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両を平成21年に購入した場合の「価格証明書」は補助対象車両を購入したディーラー等から取得し、価格証明書の額に消費者物価指数（下記抜粋の表を参照:100/98）を乗じて、現時点の補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格を算出してください。

《2. の場合の計算式》

補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格 = 補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の平成21年に購入した場合の「価格証明書」の額 × 100/98（消費者物価指数）

【総務省統計局 消費者物価指数（自動車）抜粋】

年	消費者物価指数	年	消費者物価指数
2002（平成14年）	98.8	2009（平成21年）	98
2003（平成15年）	98.6	2010（平成22年）	97.4
2004（平成16年）	98.2	2011（平成23年）	97.3
2005（平成17年）	98.7	2012（平成24年）	97.5
2006（平成18年）	98.6	2013（平成25年）	97.1
2007（平成19年）	98.8	2014（平成26年）	98.8
2008（平成20年）	98.8	2015（平成27年）	100

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 田中 勝 殿

住 所
法 人 名
代 表 名



平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により取得する
補助対象車両に係る財産処分（抵当権の設定）について

標記について、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）
交付規程」第8条第十五号及び「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準に
ついて」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通
知）第2の1に基づき、様式第19の2の処分について承認を求めます

様式第19の2

1 処分の種類：抵当権の設定

2 処分の概要

間接補助事業者			所在地		
車名及び型式			登録番号及び車台番号		
複数の場合は別紙でも可			複数の場合は別紙でも可		
補助年度	補助金申請額	総事業費(補助対象経費)	処分制限期間(法定耐用年数)(A)	経過年数(B)	残存年数(A)-(B)
平成 28年度	円	円	4年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由				処分(抵当権の設定)予定年月日	
<p>※該当するものに○を付す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助財産を取得する資金の確保のため。 補助事業者の事業の資金繰りのため(当該抵当権設定を行なわなければ事業の継続ができず、かつ返済の見込みがあるもの)。 					

(別表)

先進環境対応型ディーゼルトラックの型式一覧

自動車検査証上の表記において、型式の排出ガス規制適合識別記号が「TKG」、「TPG」、「TRG」、「SPG」、「QKG」、「QPG」、「LPG」であって、下表記載の型式であるもの。

【大型】(12トン超)

メーカー	いすゞ		UDトラック	日野	三菱ふそう	ボルボ
型式	CVR	CYZ	CD	FE※	FK**Z	H2T
	CXE	EXD	CG	FH※	FK※	M2T
	CXG	EXR	CK	FJ※	FP	
	CXM	EXY	CV	FN	FS	
	CXY	EXZ	CW	FQ	FU	
	CXZ	FTR	CX	FR	FV	
	CYE	FTS	GK	FS	FY	
	CYG	FVR	PK	FW		
	CYH	FVZ		GC※		
	CYJ			GD※		
	CYL			GN		
	CYM			SH		
	CYY			SS		

【中型】(7.5トン超12トン以下)

メーカー	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	マツダ
型式	FRR	BKR※	FC※	FE*9※	LKR※
	FRS	BMR※	FD※	FK※	LPR※
	FSR	BPR※	FE※	FE*M	
	FSS	FE※	FH※		
	NKR※	LK	FJ※		
	NPR※	MK	GC※		
			GD※		
			XZC※		
			XZU※		

【小型】(3.5トン超7.5トン以下)

メーカー	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	マツダ	日産	トヨタ
型式	ASZ1F24	BJR	FC※	BSZ1F24	LHR	FB	XZC※
	ASZ2F24	BJS	FD※	BSZ2F24	LHS	FD	XZU※
	ASZ4F24	BKR※	XZC※	FB	LJR	FE	
	ASZ5F24	BLR	XZU※	FD	LJS	FG	
	NHR	BLS		FE	LKR※	SZ1F24	
	NHS	BMR※		FE*9※	LKS	SZ2F24	
	NJR	BNR		FG	LLR		
	NJS	BNS			LLS		
	NKR※	BPR※			LMR		
	NKS	FB			LMS		
	NLR	FD			LNR		
	NLS	FE※			LNS		
	NMR	FG			LPR※		
	NMS				LPS		
	NNR						
	NNS						
	NPR※						
	NPS						

- ・上記型式一覧に記載があるものであっても、3.5トンを超えないものは対象としない。
- ・登録型式に「改」が付く改造車両にあつては、「原動機」、「動力伝達装置」、「走行装置」、「燃料装置」の全てが改造されていない車両に限る。
- ・対象は、ディーゼル車に限る。※印は、自動車検査証上の車両総重量により区分を判断する。
- ・この一覧は、変更または追加する場合があります。